

第一号議案

文化財の指定について

次のように、大分県指定有形文化財を指定することについて、大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第四条第一項の規定により、議決を求める。

令和四年二月九日提出

大分県教育委員会教育長 岡本天津男

種別	名称	員数	時代	内容
有形文化財 (彫刻)	木造大日如来坐像	一軀	平安時代後期 (一一〜一二世紀)	穏やかな慈悲相や体奥の浅い側面感などが、平安時代後期(一一〜一二世紀)の特徴を示している。一木造の胎藏界大日如来坐像。像高 一〇四・八センチメートル。中津市耶馬溪町大字平田三九番地久福寺所有。
	木造僧形八幡神坐像・女神坐像	三軀	平安時代後期	総体に小ぶりで簡略的な造形が、平安時代後期の特徴を示している。一木造の神像。僧形八幡神坐像 像高 四二・三センチメートル。女神像(一) 像高 四三・三センチメートル。女神像(二) 像高 四〇・〇センチメートル。国東市国東町鶴川二一三番地桜八幡神社所有。

提案理由

大分県文化財保護審議会からの答申に基づき、大分県指定有形文化財を指定したいので、提案する。

## 令和3年度「大分県指定文化財」の指定について

### 1 「大分県指定文化財」の指定・解除の手續

(大分県文化財保護条例〔昭和30年4月1日条例第12号〕)

- ・ 県教育委員会は、国指定文化財以外の文化財で、**県内に所在するもののうち重要なもの**を条例によって指定することができます。また、県指定文化財が文化財としての価値を失った場合**その他特殊の事由**があるときは、指定を解除することができます。
- ・ 県教育委員会は、その指定及び解除に当たり、あらかじめ、「大分県文化財保護審議会」に諮問する必要があります。
- ・ 指定は、歴史上、芸術上又は学術上の観点から、価値が高いものを選び、恒久的に保護するものです。
- ・ 指定を受けると、文化財の価値を守るために、その文化財を改変するような行為などが制限されたり、許可や届出が必要となりますが、その保存等のための援助を受けることが可能となります。

### 2 「大分県指定文化財」の指定・解除の過程

- ・ 市町村教育委員会等が域内の候補物件について県教育委員会に進達。〔6月〕
- ・ 進達された候補物件について教育委員会(教育長)が審議会に諮問。〔8月10日〕
- ・ 第1回審議会において、候補物件についての調査担当を決定。〔8月10日〕
- ・ 候補物件の担当となった審議会委員が調査し、所見書を作成。〔9～12月〕
- ・ 第2回審議会において、所見書をもとに指定・解除について協議。〔12月27日〕
- ・ 審議会(会長)は協議結果を教育委員会(教育長)へ答申。〔1月12日〕
- ・ **教育委員会において、答申について協議し、文化財の指定・解除を議決。【今回】**
- ・ 議決に基づき、県報告示(正式に指定・解除)。
- ・ 当該文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知。

### 3 「大分県文化財保護審議会」 (大分県文化財保護審議会条例〔昭和50年12月25日条例第44号〕)

- ・ 教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、**建議**をします。文化財の指定・解除に向けた調査・協議を主な業務としています。
- ・ 審議会は、**現在17名の委員**で組織されています。
- ・ 委員は**教育委員会からの諮問があった候補文化財**について、対象文化財を専門とする委員が専任となり、調査の実施、所見書の作成等を行います。

### 4 令和3年度大分県文化財保護審議会からの答申内容

- ・ 指定すべきと判断されたもの 2件
  - ①有形文化財〔彫刻〕 木造大日如来坐像
  - ②有形文化財〔彫刻〕 木造僧形八幡神坐像・女神坐像

1. <sup>もくぞうだいにちによらいざぞう</sup>木造大日如来坐像 有形文化財〔彫刻〕

所有者 久福寺	所在地 中津市耶馬溪町大字平田39番地
員数 1 軀	時代 平安時代後期
<p>◇寸法：像高104.8cm</p> <p>◇構造：カヤ材 一木造 彫眼</p> <p>頭頂から地付まで一材から刻み、背面から<sup>うちぐ</sup>内剝りを施す構造をとる。現状彩色は全て剥落するが、随所に錆漆下地の痕跡が見られる。宝冠を被り、<sup>ほうかん</sup>条帛や裳を身につけた姿から観音菩薩と伝承されてきたが、<sup>ほうかいじょういん</sup>両手を法界定印に結ぶ点から、<sup>たいざうかい</sup>胎蔵界大日如来とみられる。浅く整理された衣文、穏やかな慈悲相や<sup>たいおう</sup>体奥の浅い側面感などから、平安時代後期11世紀から12世紀にかけて活躍した在地仏師の制作とみなされる。</p> <p>底部に朽損が見られるものの総体として保存状態は良好である。磨崖仏を除き、平安時代制作の胎蔵界大日如来像としては県下唯一の作例であり、指定に値する。</p>	

地図（非公開）





宝冠

ほうかいしよついでん  
法界定印  
(印：手の形)

正面




側面



うちぐ  
内割り

背面

## 2. 木造僧形八幡神坐像・女神坐像 有形文化財〔彫刻〕

所有者 桜八幡神社	所在地 国東市国東町鶴川213番地
員数 3軀	時代 平安時代後期
<p>◇寸法：僧形八幡神坐像 像高 42.3cm          女神坐像（一）像高 43.3cm 女神坐像（二）像高 40.0cm</p> <p>◇構造：針葉樹材 一木造 彫眼 彩色</p> <p>3軀とも頭頂から地付まで一木から彫り出し、内割りを施さない構造。彩色は後補。</p> <p>僧形神が左右に二女神を伴う尊像配列から、僧形八幡神（応神天皇）・神功皇后・比売神からなる八幡三神像とみなされる。同様の配列は、最古像である京都・東寺八幡宮三神像等にみられ、二女神の片膝を立てて拱手する座形も平安時代神像に通例の形式である。総体に小ぶりで簡略的な造形は、平安時代後期の仏像にも通じるものである。</p> <p>本三神像は、配列・形式・造形的特徴から平安時代後期の制作と考えられ、保元2年(1157)創立を伝える桜八幡神社の創建当初の神像とみられ、指定する価値は充分である。</p>	
 <p>地図（非公開）</p>	



僧形八幡神坐像



女神坐像（一）



女神坐像（二）





全体が1本の木で造られる（一木造）



女神坐像（一）

ぎよひしゆ  
拱手



女神坐像（二）

## 大分県文化財保護審議会委員名簿

令和4年2月9日現在

選出分野	氏名	役職等	備考
考古(先史)	武末純一	福岡大学名誉教授	
考古(古代)	下村智	別府大学教授	副会長
歴史(中世)	飯沼賢司	別府大学学長	
歴史(近世)	福田千鶴	九州大学教授	
建築(社寺)	伊東龍一	熊本大学教授	
建築(民家)	岸泰子	京都府立大学准教授	
石造文化財	田中裕介	別府大学教授	
彫刻・工芸	渡辺文雄	元別府大学教授	
美術・工芸	吉住磨子	佐賀大学教授	
文化財保存	篠崎悠美子	別府大学教授	
民俗文化財	段上達雄	別府大学特任教授	会長
名勝	恵谷浩子	奈良文化財研究所研究員	
動物	馬場稔	元北九州市立自然史・歴史博物館学芸員	
植物	桑原佳子	九州産業大学非常勤講師	
地質	千田昇	大分大学名誉教授	
観光振興	小山龍介	ブルームコンセプト代表取締役	
普及・啓発	海原みどり	元大分放送メディア局アナウンス部部长	

## 大分県指定文化財指定件数

分類	現在数	新指定	解除	今後	備考
有形文化財	497			499	
建造物	208			208	
美術工芸	289	2		291	①木造大日如来坐像 ②木造僧形八幡神坐像・女神坐像
無形文化財	2			2	
民俗文化財	60			61	
有形民俗	14			14	
無形民俗	47			47	
史跡	107			107	
名勝	6			6	
天然記念物	78			79	
動物	7			7	
植物	67			67	
地質鉱物	5			5	
選定保存技術	1			1	
総計	753			755	
選択無形民俗文化財	23			23	